平成２４年（フ）第５６号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋335番地
破産者　亀井　光明
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１２９６号
広島市南区旭１丁目15―203号、開始決定時の住所広島県廿日市市物見西２丁目９番64号
破産者　中村　親光
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2511番地11クローバーマンション空港東Ⅱ302号
破産者　泉　　光明
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８３１号
福岡市東区唐原５丁目４番46―201号、開始決定時の住所福岡市東区和白５丁目１番20―809号
破産者　吉津　　茂
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０５０号
福岡市西区下山門３丁目４番17―601号、開始決定時の住所福岡市西区下山門３丁目21番23―107号
破産者　萱野　博信
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１１７号
福岡市東区筥松２丁目10番24号
破産者　井本　克也
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４２１号
福岡市東区和白東１丁目15番35号
破産者　野見山文香
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７９３号
福岡市博多区那珂４丁目19番８―209号
破産者　城戸　義三
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１６０号
福岡市西区愛宕２丁目12番10号、開始決定時の住所福岡市西区今宿東２丁目28番13号
破産者　狩野　利通
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８５号
函館市千歳町５番12号
破産者　関川　春樹
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２０４号
横浜市南区六ツ川３丁目85番地の６　横浜パークタウンＧ棟1105号室
破産者　秋山　光保
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４４９号
神奈川県綾瀬市落合南３丁目11番７号
破産者　齋藤　一美
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６号
長野県飯田市上郷飯沼1777番地１
破産者　松下　彰男
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第３９２号
静岡市葵区川越町４番３号
破産者　池田　定雄
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６９号
静岡県湖西市新所1424番地の２、従前の住所愛知県豊橋市牛川通５丁目９番地の７
破産者　原田　伸夫
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第９４２号
広島市西区三篠町３丁目７番11号
破産者　永田　泰展
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４４号
広島市安佐北区三入２丁目11番15―２号
破産者　久保　朋子
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部